

特集：今年10月より！パートの社会保険適用拡大のポイント…………… 2

適用は“雇用継続1年以上”など5要件

パートタイマー等に対する厚生年金・健康保険の適用拡大が今年10月1日に施行される。新たに適用となるパートタイム労働者の範囲は「雇用期間が継続して1年以上見込まれること」など5要件をすべて満たす者。特定社会保険労務士の島麻衣子氏にQ&A方式で解説いただく。

トピックス	◆「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」研究会報告書……………34 要介護2以上の家族を対象にし、介護保険制度と整合的なものに
好評連載	◆これで安心！ストレスチェックの実施実務 [9]……………41 ストレスチェック実施前に決めることーその⑦実施後の面接指導とはー 医師・労働衛生コンサルタント さくらざわ博文
	◆「多様な働き方」時代の賃金設計 [14]……………48 基本給の組み立て方(4) 株式会社プライムコンサルタント 田中博志
	◆人手不足時代の採用活動のあり方 [10 / 最終回]……………54 今後の採用活動のあり方 社会保険労務士 田代英治
	◆職場トラブル解決のヒント！ [27]……………60 こんなとき、人事担当者としてどう対応すれば良いのか？ 弁護士 岸田鑑彦

ニュース	平均受給額は6639円で4年ぶりの減少（厚生労働省・平成28年「民間主要企業春季賃上げ妥結状況」）／一億総活躍社会の実現に向けた政策など示す（政府が「未来への投資を実現する経済対策」を決定）／全国加重平均で24円の引き上げを（中央最低賃金審議会が目安額を答申）／法定雇用率について議論はじまる（第71回障害者雇用分科会）／今月の資料室…………… 24 < Labor Radar vol.63 >…………… 28
労務相談室	パートを10月1日付で正社員に／勤続6カ月になるが年休は比例付与か …… 62
次号予告	…………… 64

※「全国ハローワーク探訪」は休載します。